

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人徳島大学（以下「大学」という。）の教職員等が行った発明等の取扱いについて規定し、大学の教職員に発明等を奨励するとともに、その発明者としての権利を尊重し、発明等によって得た特許等の知的財産の管理及び活用の合理的運用を図り、研究意欲の向上と社会的貢献に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法により保護される発明
 - ロ 実用新案法により保護される考案
 - ハ 意匠法により保護される意匠
 - ニ 商標法により保護される商標
 - ホ 不正競争防止法により保護されるもの（以下「ノウハウ等」という。）
 - ヘ 著作権法により保護される著作物
 - ト 種苗法により保護される植物品種
 - チ 半導体集積回路の回路配置に関する法律により保護される回路配置
- (2) 「職務発明等」とは、大学が費用その他の支援をして行う研究等、又は大学が管理する施設設備を利用して行う研究等に基づき教職員等がなした発明等、並びに特許法第35条に規定する職務発明及び教職員等が、現在又は過去の職務に属する行為により、あるいは職務上でなした発明等をいう。ただし、著作物（プログラムの著作物を除く。）にあつては、大学が大学の著作の名義の下に公表するものに限る。
- (3) 「自由発明等」とは、職務発明等以外の発明等をいう。
- (4) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、育成者権、回路配置利用権及びその他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利、並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。
- (5) 「発明者」とは、発明等を行った教職員等をいう。
- (6) 「教職員等」とは、役員、教員、教員以外の職員、発明等の取扱いについてこの規則の適用を受けることに同意した学生（特別研究学生、研究生及び外国人留学生を含む。）、その他大学の規定に基づいて受け入れる者をいう。
- (7) 「実施許諾等」とは、知的財産権の譲渡、実施許諾、使用許諾その他の処分をいう。

(権利の帰属)

第3条 大学は、職務発明等に係る知的財産権の全部又は一部を承継し、これを所有するものとする。ただし、特別の事情があると大学が認めるとき又は別段の定めがある場合は、発明者に帰属させることができる。

2 教職員等が、他の機関への異動、退職等によりその身分を失った後に、大学在籍中の研究等に基づいて発明等を完成したときは、本学と当該教職員等又は異動先機関との協議により、当

該発明等に係る知的財産権の帰属を決定するものとする。

- 3 教職員等が、大学に所属等する以前に所属していた他の機関において研究を開始し、大学在籍中に職務発明等を完成させたときは、本学と当該教職員等又は当該他の機関との協議により、当該発明等に係る知的財産権の帰属を決定するものとする。

第2章 届出及び帰属の決定

(届出及び受理)

第4条 教職員等は、発明等（ノウハウ等及び著作物を除く。）を行ったとき又はノウハウ等若しくは著作物を第三者に有償で実施許諾等しようとするときは、発明等の届出書（別紙様式第1号）を速やかに学長に提出しなければならない。前条第2項に規定する発明等においても同様とする。

- 2 教職員等は、発明等に係る内容を学術論文等として外部機関に提出又は発表する以前、あるいは秘密保持義務を有しない第三者に開示する以前に届出書（別紙様式第1号）を提出するものとし、その発表等の可否及び時期等についてはセンターと協議の上、決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、論文等の提出又は発表後、速やかに提出するものとする。

- 3 前2項の届出書は、研究支援・産官学連携センター（以下「センター」という。）を受付窓口として受理する。

(職務発明等の認定及び承継の決定)

第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、センター会議に対し、当該届出に係る発明等が職務発明等に該当するか否か、特許等を受ける権利を大学が承継するか否か、及び第3条第2項の協議が必要か否か等について諮問し、その答申を経て職務発明等の認定及び権利の承継を決定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により認定及び決定を行ったときは、当該教職員等に通知するものとする。

(異議の申立)

第6条 教職員等は、前条第1項による職務発明等の認定及び承継の決定に異議があるときは、通知を受けた日から30日以内に学長に対し、書面により異議を申し立てることができる。

- 2 学長は、前項の申立があったときは、センター会議の意見を徴したうえで、異議申立の当否を決定し、当該教職員等に通知しなければならない。
- 3 学長は、前項において異議申立を妥当と決定した場合は、当該教職員等と協議の上、適宜の措置を講ずるものとする。

(譲渡証書の提出)

第7条 発明者は、大学が権利を承継することとなった職務発明等について、権利譲渡証書（別紙様式第2号）を学長の指定する期限までに学長に提出しなければならない。

(自由発明等の任意譲渡)

第8条 学長は、発明者から自由発明等を大学に譲渡する申し出があったときは、センター会議の意見を徴したうえで、知的財産権を承継するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定により大学が承継すると決定した場合の取扱いについては、この規則の規定を準用する。

第3章 出願及び譲渡等

(出願等の手続)

第9条 学長は、第5条の規定により職務発明等の権利を大学が承継すると決定したときは、速

やかに出願、技術移転等（以下「出願等」という。）の手続きを行い適正に管理する。

- 2 発明者は、前項の出願等に係る手続きに協力するものとする。
- 3 第1項の出願等に係る事務手続きは、センター及び研究・産学連携部常三島研究・産学支援課において行う。
- 4 学長は、前項の出願等の手続きが完了したときは、その旨を速やかに発明者に通知するものとする。

（制限行為等）

第10条 発明者は、第5条の規定により、その発明等が職務発明等ではないと認定された後又は職務発明等であると認定された場合であってその権利を大学が承継しないと決定された後でなければ出願し、又はその権利を第三者に実施許諾等若しくは秘密保持義務を有しない第三者に対し開示してはならない。

- 2 発明者は、前項の発明等を出願し、又はその権利を第三者に実施許諾等したときは、別に定める様式により学長に報告するものとする。

（職務発明等の返還）

第11条 学長は、第9条の規定により、出願等の手続きが完了した職務発明等について、発明者から当該職務発明等の返還の申し出があったときは、センター会議の意見を徴したうえで、発明者と協議し両者が合意した場合に限り、有償で返還することができる。

- 2 前項の規定により、職務発明等を返還された場合であっても、発明者は、当該職務発明等の権利化に関する手続きの経過及び知的財産権を実施許諾等したときはその状況を、別に定める様式により学長に報告するものとする。

（外国出願の取扱）

第12条 発明者は、外国出願を希望するときは発明等の届出書にその旨を記載し、学長に申し出るものとする。

- 2 この規則は、外国の知的財産権を対象とする発明等に関してもこれを準用する。

第4章 補償

（補償金の支払）

第13条 学長は、第9条により職務発明等が出願又は登録されたときは、当該知的財産権に係る発明者に対し、センター会議の議を経て、別に定める補償金を支払うものとする。

- 2 学長は、大学がその所有する発明等又は知的財産権の実施許諾等により大学が収益（収入）を得たときは、当該発明等又は知的財産権に係る発明者に対し、センター会議の議を経て、別に定める補償金を支払うものとする。

（共同発明者に対する補償）

第14条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が複数の場合は、それぞれの持分に応じて補償金を支払うものとする。

（異動・退職等又は死亡した者への補償）

第15条 第13条及び第14条の補償金を受ける権利は、発明者が他の機関への異動、退職等によりその身分を失った後も存続するものとし、発明者が死亡したときは、その相続人が承継する。

第5章 雑則

（特例）

第16条 知的財産関係の法令や大学と他者との契約により規定されているもの、並びに学外と

の受託研究及び共同研究で別段の定めを設けているものにおける知的財産の取扱いについては、この規則の規定を適用しないことができる。

(秘密の保持等)

第17条 教職員等は、職務発明等に関して、その内容並びに大学及び教職員等の利害関係のある事項が秘密とされている間は、これを他に漏らしてはならない。教職員等でなくなった後も、同様とする。

2 教員は、学外との受託研究、共同研究等に学生を参加させようとするときは、別に定める同意書を事前に当該学生から学長に提出させなければならない。

(検討)

第18条 学長は、この規則施行後の適当な時期において、この規則の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この規則の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第19条 学長は、この規則に規定しない知的財産等について、その取扱いを定める必要があるときは、必要な措置を講ずる。

第20条 この規則の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の日の前日までに国が承継している特許権等の補償及び国が承継し特許等出願中の知的財産の取扱いについては、この規則施行の際大学が承継するものについてこの規則を適用する。

附 則 (平成18年3月31日規則第123号改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日規則第73号改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月16日規則第34号改正)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年7月16日規則第32号改正)

この規則は、平成22年7月16日から施行する。

附 則 (平成23年5月30日規則第3号改正)

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月19日規則第69号改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規則第40号改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日規則第69号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規則第89号改正)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月25日規則第80号改正)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月19日規則第34号改正）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和4年11月25日規則第23号改正）

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日規則第78号改正）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

整理番号	
受付年月日	

(和暦) 年 月 日

国立大学法人徳島大学長 殿

所属部局
所属部門・専攻等
氏名

発 明 等 の 届 出 書

下記の発明等（国立大学法人徳島大学職務発明規則第2条に定義するところによる。）について、国立大学法人徳島大学職務発明規則第4条の規定に基づき届け出ます。

記

1. 発明等の名称等（発明等の特徴を捉えた名称及びキーワードを記入する。）

名 称		
キーワード	和文	
	英文	

(該当欄をチェックする。)

種別	<input type="checkbox"/> 発明 (特許)	<input type="checkbox"/> 考案 (実用新案)	<input type="checkbox"/> 意匠	<input type="checkbox"/> 商標
	<input type="checkbox"/> 不競法の保護対象 (ノウハウ、限定提供データ等)	<input type="checkbox"/> 著作物 (プログラム、データベース等)	<input type="checkbox"/> 植物新品種	<input type="checkbox"/> 半導体回路配置

2. 発明者等

発明者等	氏名	所属・職名	貢献度(※)
学内代表発明者等			%
学内共同発明者等			%
			%
			%
			%
学外共同発明者等			

届出者連絡先（電子メール： 内線 ）

※ 「貢献度」は、学内の発明者等の割合の合計を100%（分数による場合は1）にする。

3. 発明等に関する事項

(該当欄をチェックし、必要事項を記入する。)

出願国又は地域等	提案出願国等	<input type="checkbox"/> 日本	<input type="checkbox"/> 外国 (以下記入↓)	
	外国出願の要否等	<input type="checkbox"/> 要	出願国・国等 ()	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 不明
	優先権主張	<input type="checkbox"/> 有	国記号+願番 (出願年月日)	<input type="checkbox"/> 無

出願の目的	<input type="checkbox"/> 自主研究の成果を権利化するため					
	<input type="checkbox"/> 共同研究の成果		<input type="checkbox"/> 受託研究の成果			
	<input type="checkbox"/> 研究公募申請に必要		<input type="checkbox"/> その他 ()			
出願の緊急性	<input type="checkbox"/> 通常					
	<input type="checkbox"/> 緊急 (期限: 月 日) 理由 ()					
学外発表の予定 又は発表状況	※ 本届出は刊行物等発行日の90日前までに提出してください。					
	<input type="checkbox"/> 未発表	<input type="checkbox"/> 発表済 (以下記入↓)	<input type="checkbox"/> 発表予定 (以下記入↓)			
	発表先 ()					
	原稿提出日		年	月	日	
	刊行物 (含予稿集) 発行日		年	月	日	
	学術団体の研究集会における発表日		年	月	日	
	上記に該当しない発表日		年	月	日	
学外第三者との関係	<input type="checkbox"/> 関係あり (以下記入↓)		<input type="checkbox"/> 関係なし			
	<input type="checkbox"/> 共同研究中/した	<input type="checkbox"/> 当該成果である (記入*); →)	<input type="checkbox"/> 契約書有	<input type="checkbox"/> 契約書無		
	<input type="checkbox"/> 受託研究中/した		<input type="checkbox"/> 契約書作成中	<input type="checkbox"/> 契約締結予定		
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 当該成果でない				
	*) 共有の取決め	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無			
	*) 共同出願の要否	<input type="checkbox"/> 要 (記入**)	<input type="checkbox"/> 否			
	**) 当該第三者名及び連絡先 (担当者所属、氏名、電話番号、電子メール等) ()					
**) 共同出願人の持分割合	国立大学法人徳島大学	%		%		
		%		%		
研究成果の記録	<input type="checkbox"/> 有(記入→)	<input type="checkbox"/> 電子データ・記録媒体	<input type="checkbox"/> フォト記入	<input type="checkbox"/> 無		
発明等の実証度合い	<input type="checkbox"/> アイデア段階	<input type="checkbox"/> 数値計算段階	<input type="checkbox"/> 実証試験段階			
	<input type="checkbox"/> 試作品段階	<input type="checkbox"/> 製品段階	<input type="checkbox"/> その他 ()			
発明等の技術的性格	<input type="checkbox"/> 基本発明	<input type="checkbox"/> 改良発明	<input type="checkbox"/> 新規用途			
	<input type="checkbox"/> その他 ()					
公知技術に関する優位性	<input type="checkbox"/> 代替技術 無	<input type="checkbox"/> 優位性 大	<input type="checkbox"/> 優位性 小又は無			
事業性	想定事業名 ()					
	事業規模 () 億円					
	収益期待額 () 億円					
	事業化時期	<input type="checkbox"/> 既存市場	<input type="checkbox"/> (~) 年後市場化見込有			
	事業への寄与	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	<input type="checkbox"/> 極めて小
	代替技術出現	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	<input type="checkbox"/> 極めて小
障害の程度	<input type="checkbox"/> 極めて大	<input type="checkbox"/> 大	<input type="checkbox"/> 中	<input type="checkbox"/> 小	<input type="checkbox"/> 極めて小	
名古屋議定書の関係	海外遺伝資源を利用する研究 <input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当					
ライセンス等の希望	<input type="checkbox"/> 相手先を指定する (候補名:)					
	<input type="checkbox"/> 大学に一任する					
ベンチャーを設立して実施する予定	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 不明			
出願等の費用負担の特例	<input type="checkbox"/> 本発明等は、競争的研究費に基づく成果であり又はその獲得の予定があるため、研究費等負担による出願・権利化等を提案する(※)。					

※ 研究費等を用いる場合は、知的財産権の出願に充当可能な費目であることなどについて、研究室等担当者及び所管部門の確認を受ける必要がある。

4. 発明等に使用した研究費 (※1)

(該当欄をチェックし、必要事項を記入する。)

研究経費分類	経費名 (名称・機関名)	制約の有無(※2)	使用年度
<input type="checkbox"/> 運営費交付金等 (校費)			
<input type="checkbox"/> 寄附金			
<input type="checkbox"/> 共同研究費(※3)			
<input type="checkbox"/> 受託研究費(※4)			
<input type="checkbox"/> 科学研究費補助金			
<input type="checkbox"/> 補助金 (科研費以外)			
<input type="checkbox"/> その他			

※1) 各事業の報告対象ともなるので、発明の創出時に執行していた経費を記載する。

※2) 制約の有無は、該当する経費が研究成果の取扱いについて制約を受ける約定付きであるか記入する。

※3), 4) 国等からの競争的資金を原資とする場合には、当該制度 (事業) 名も併せて記載する。

5. 使用した研究施設及び設備(※) (所有している組織等を付記する。)

--

※ 学外者との共同発明等の場合、本学の発明者等が使用した施設等のみ記入する。

6. 発明等の概要

添付書類に記入する(※)。

※ 本書類に掲げる項目ごとに整理して、発明等の内容を記載する。なお、これに相当する内容が記載された報告書又は論文原稿等をもって、本書類に代えることができる。

7. 職務発明等及び権利の承継等に関する学内代表発明者の所見

(該当欄をチェックし、必要事項を記入する。)

<input type="checkbox"/> この発明等は、本学の職務発明等であるとする。	
<input type="checkbox"/>	本学が資金 (獲得した外部資金を含む) その他の支援を受けて行った成果である (当該成果が含まれる)。
<input type="checkbox"/>	本学の管理施設を利用して行った成果である (当該成果が含まれる)。
<input type="checkbox"/> この発明等は、本学の職務発明等ではないとする。	
理由	
<input type="checkbox"/> この発明等は、本学の職務発明等ではないとするが、その特許を受ける権利等を本学が承継することを希望する。	
理由	
仮に「不承継」判定となった場合に希望する取扱い	<input type="checkbox"/> 発明者等が個人で出願する。 <input type="checkbox"/> 知的財産権の出願等を見送る。

8. その他の参考事項

(1) 上記以外の研究の進捗状況や今後の方針を記入する。

--

(2) 論文原稿又は出願明細書原稿等があれば添付する。

(3) 本屆出書及び添付書類 (代替書類を含む) の電子データも併せて提出する。

(4) 兼業の状況やベンチャー企業との関係があれば記入する。

--

(5) その他に補足事項があれば記入する。

--

添付書類

発明等の概要

項目	内容
(1) 発明等の名称	
(2) 技術分野 ・この発明の分野、すなわち何に関する発明か記載する。	
(3) 背景技術 ・この分野で従来知られていた技術を見や調査結果等に基づいて記載する。 ・できるだけ先行技術を調査して、関連技術の特許公開番号、文献書誌事項を記入し、できればコピーを添付する。	
(4) 発明が解決しようとする課題 ・従来技術の欠点や問題点を記載する。 ・この発明で解決できたことだけを記載する。	
(5) 課題を解決するための手段 ・発明のカテゴリー（物の発明、方法の発明、物の生産方法の発明）のうち何れに該当するか考慮する。 ・従来技術と区別できる最小限の要件（発明の構成内容）を記載する。作用・効果で特定しないようにする。 ・各要件ごとの詳細を、上位概念→中位概念→下位概念→具体例の順で展開する。 ・数値範囲で限定する要件は好適範囲も併記する。 ・実験による確認を經ていなくても、技術常識に照らし、可能性のある組合せ例・変形例を数多く記載する。 ・作用（課題解決原理）が分かれば併せて記載する。	
(6) 発明の効果 ・メインの効果ばかりでなく、小さなものもできるだけ多く記載する。 ・本発明の好ましい態様により生じる効果も区別して記載する。	
(7) 発明を実施するための形態 ・発明の実施の仕方を具体的に説明する。物の発明は作れるように使えるように、方法の発明は使えるように、物を生産する方法は物を生産できるように記載する。 ・装置等の発明は、図面を活用すると説明しやすくなる。	
(8) 実施例 ・発明の具体例をなるべく多種類挙げる。 ・構成が近い従来例がある場合には、それを比較例として掲げ、本発明の効果を定量的に示すとよい。 ・医薬等の発明は、薬理作用を裏付ける薬理試験結果を記載又は添付する。	
(9) 産業上の利用可能性 ・この発明が活かされる用途を記載する。	

※ 本書類に掲げる項目ごとに整理して、発明等の内容を記載する。なお、これに相当する内容が記載された報告書又は論文原稿等をもって、本書類に代えることができる。

別紙様式第2号(第7条関係)

譲受人

国立大学法人徳島大学学長 殿

権 利 譲 渡 証 書

下記譲渡人は、国立大学法人徳島大学職務発明規則第7条の規定に基づき、下記に記載する発明等についての日本及び諸外国で特許権・実用新案権・意匠権・その他の知的財産権の登録を受ける権利、並びにそれにより取得される知的財産権を国立大学法人徳島大学に譲渡したことに相違ありません。

現住所〒 (和暦) 年 月 日
所 属 氏名 印

現住所〒 (和暦) 年 月 日
所 属 氏名 印

現住所〒 (和暦) 年 月 日
所 属 氏名 印

現住所〒 (和暦) 年 月 日
所 属 氏名 印

現住所〒 (和暦) 年 月 日
所 属 氏名 印

1 発明等(国立大学法人徳島大学職務発明規則第2条の定義による。)の名称

2 職務発明等の届出日

届出日 (和暦) 年 月 日

3 持分割合

発 明 者 氏 名	持 分 割 合
	%
	%
	%
	%